

公益社団法人 大阪府剣道連盟

登録団体 代表者・連絡責任者・会員・保護者 様

公益社団法人大阪府剣道連盟

会 長 長 榮 周 作



個人会費値上げに関するお願い

拝啓 春寒の候、皆様には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は剣道の普及振興にお力添えをいただき、また、当連盟の発展に格別のご高配を賜りまして、誠にありがとうございます。

当連盟は、平成23年4月より個人会員（会費）制に移行し運営しております。昨今の物価上昇等に伴い、現行の個人会費では安定した運営が困難な状況となっております。つきましては、誠に不本意ではございますが、令和8年度より個人会費を下記の通り改定いたします。会員の皆様には、ご負担をおかけしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

（1）会費規則に基づき、令和8年度の会費金額・会費区分は以下のようになります。

- ・ 高校生相当年齢（平成20年4月2日～平成23年4月1日の間に誕生日が該当する方）
：1,000 円 【変更なし】
- ・ 大学生相当年齢（平成16年4月2日～平成20年4月1日の間に誕生日が該当する方）
：2,000 円 【500 円値上げ】
- ・ 一 般（平成16年4月1日以前に誕生日が該当する方）
：3,000 円 【1,000 円値上げ】

個人会費を納入していただく対象は、剣道初心者の方から指導者の方まで、全員が対象です。

中学生以下の方（平成23年4月2日以後に誕生日が該当する方）からは個人会費を徴収いたしません
が、準会員として当連盟に必ず登録していただくことになります。中学生以下の方は、全ての行事参加について「会員料金」を適用します。

※高校生・大学生相当年齢以上の方が、個人会費を納入されない場合は、「非会員」としての扱いとなり、行事への参加については「非会員料金」を適用いたします。

<会費規則 抜粋>

（会費）

第2条 次の会員は、当該各号の会費（年額）を納入しなければならない。

- （1）正会員 3,000 円。ただし、大学生相当年齢の会員は2,000 円。
- （2）準会員 イ、高校生相当年齢の会員は1,000 円
ロ、中学生以下は無料

・・・略・・・

4 正会員および準会員の会費は、正会員および準会員の所属する登録団体を通じて納入しなければならない。

以 上